

(12) 静止軌道の利用に関する諸側面：法律小委員会により採択された文書

(国連宇宙空間平和利用委員会第39会期 法律小委員会第631回会合) 採択
2000年3月31日

- 1 関連する決議において、総会は 法律小委員会が、国際電気通信連合 (ITU) の役割を害することなく、宇宙空間の定義及び画定に関連する問題、及び静止軌道の合理的かつ衡平な利用を確実にするための方法及び手段の考慮を含む静止軌道の性格及び利用に関する問題を検討する国連宇宙空間平和利用委員会の勧告を定期的に承認してきた。
- 2 1996年にコロンビアは、静止衛星軌道に関する周波数及び軌道位置の管理に適用可能な諸原則を勧告する「静止軌道の利用に関する考察」という作業文書 (A/AC.105/C.2/L.200 and Corr.1) を法律小委員会第35会期に提出した。
- 3 報告とおよびそれに続く議論の結果、法律小委員会が当該文書を承認することは不可能であることが証明された。1999年の法律小委員会第38会期において、コロンビア代表による印象的な報告の後、議論の結果として、コロンビアの立場は、ITUにおける履行の困難を招くことなく、表明された懸念事項を解決する文書について合意を確保するというものであった。
- 4 法律小委員会は、この重要な問題についての合意に達する方法を見出さなければならない。このことを念頭に置き、表明されたすべての見解を考慮に入れるつつ、法律小委員会は下記第8段落でなされた勧告を採択する。
- 5 1998年にアメリカ合衆国のミネアポリスにて開催された全権委員会議によって改正されたITU憲章の第44条2項 (通し番号は第196パラグラフ) は以下のように規定する。

構成国は、無線通信のための周波数帯の使用に当たっては、無線周波数及び関連する軌道 (対地静止衛星軌道を含む。) が有限な天然資源であることに留意するものとし、また、これらを各国又はその集団が公平に使用することができるように、開発途上国の特別な必要性及び特定の国の地理的事情を考慮して、無線通信規則に従って合理的、効果的かつ経済的に使用しなければならないことに留意する。
- 6 プラン化されている周波数帯以外の周波数帯へのアクセスは現在「先着優先」 (“first come, first served”) 原則によって規律されている。このアプローチは、先進国には適しているが、発展途上国、特に未だ静止軌道へのアクセスを有していない国に不利益を与えうる。プラン化されてい周波数帯以外の周波数帯に適用される現行の調整手続きは、この困難の克服を意図しているが、必ずしも十分な満足を与えることができない。それ故、既に軌道/スペクトル資源を使用している国に対して、発展途上国、又はいまだ軌道/スペクトル資源へのアクセスを有していない国による軌道/スペクトル資源へのアクセスを促進する必要性がある。これは (すなわち)、軌道/スペクトル資源を既に有している国々と、それを求めている国々の間において公平なアクセスを確保するということである。

7 結論として、法律小委員会は以下のように考慮する。

(a) ITU憲章の第44条に基づくと、衛星軌道及び無線周波数スペクトルは有限な天然資源であり、合理的、効果的、経済的かつ公平に利用されなければならない。

(b) 軌道/スペクトル資源への公平なアクセスを促進することが必要である。

(c) ITUは静止軌道に関し、一定の周波数帯及び役務の使用についてプラン化を行ってきた。

(d) 多くの周波数帯及び役務において、周波数及び静止衛星軌道を含む衛星軌道へのアクセスは「先着優先」の原則に従って行われている。

(e) 周波数帯及び役務に関して、周波数及び衛星軌道へのアクセスに関する現行規則は、先進国と発展途上国との間の調整につき困難な過程を伴う状況を惹起しうる。

8 それ故、法律小委員会は以下のことを勧告する。

(a) 静止衛星軌道を含む衛星軌道の使用のために国家間で調整が求められるときは、関係国が、軌道へのアクセスが、特に、公平な方法及びITUの無線規制に従ってなされなければならないという事実を考慮すること。その結果、既に軌道/スペクトルへのアクセスを有している国と発展途上国又はこれを求めている国とが軌道/スペクトル資源へのアクセスに対して類似の要求をする場合、このようなアクセスを既に有している国は、発展途上国又はその他の国が要請した軌道/スペクトル資源に対する公平なアクセスを得ることができるよう、全ての実行可能な措置を講じるべきである。

(b) 上述の場合において、周波数及び静止衛星軌道を含む衛星軌道の利用を希望する国は、軌道/スペクトル資源の効果的な使用を保証するため、ITU全権委員会議（京都・1994年）決議18及び世界無線通信会議（ジュネーヴ・1997年）決議49を考慮して、ITUの無線規則の関連規定に従ってこのような要請を申請する。

(c) 法律小委員会の議題6を小委員会の議題に残すこと。しかしながら、静止軌道への公平なアクセスという議題についての作業部会は招集されない。本決定は、仮に新たな展開により必要とされるときは、委員会の通常手続に従って、然るべく再検討されうる。

(d) 本文書をITUに利用可能なものとする。